

第 6290 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 9月30日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♠ 結婚・子育て資金の一括贈与

**Q**：結婚や子育て資金を一括贈与された場合に、非課税になる制度があるとか。どのような内容なのですか？

**A**：次のような内容です。

### 【解説】

お尋ねの制度は、20歳以上50歳未満の受贈者が令和3年3月31日までの間に、結婚・子育て資金に充てるため、取扱金融機関との結婚・子育て資金管理契約に基づき、受贈者の直系尊属(父母や祖父母)から①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等の預入した場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等において有価証券を購入した場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、取扱金融機関の営業所等を経由して「結婚・子育て資金非課税申告書」を提出することにより、受贈者の贈与税が非課税になるという制度です。ただし、受贈者が信託受益権又は金銭等を取得した日の年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、適用を受けられません。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額を、贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされます。また、結婚・子育て資金管理契約が終了した場合における残額がある場合は、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

